

奥出雲町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

【改訂版】

平成30年6月

奥出雲町通学路安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月と平成25年8月に各小中学校の通学路において関係機関が連携して緊急合同点検の実施にあわせ、対応策を講じて参りました。

この緊急合同点検を一過性とせず、地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため、このたび、連携体制を構築し、「奥出雲町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2 奥出雲町通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「奥出雲町通学路安全推進協議会」を設置しました。

- ◎・奥出雲町PTA連合会会長
- ・奥出雲町小中学校校長会代表
 - ・雲南地区交通安全協会 奥出雲町各地区支部長
 - ・雲南警察署 三成広域交番所長
 - ・雲南県土整備事務所 仁多土木事業所維持管理課長
 - ・奥出雲町役場 町民課長
 - ・奥出雲町役場 建設課長
 - ・奥出雲町教育委員会 教育魅力課長

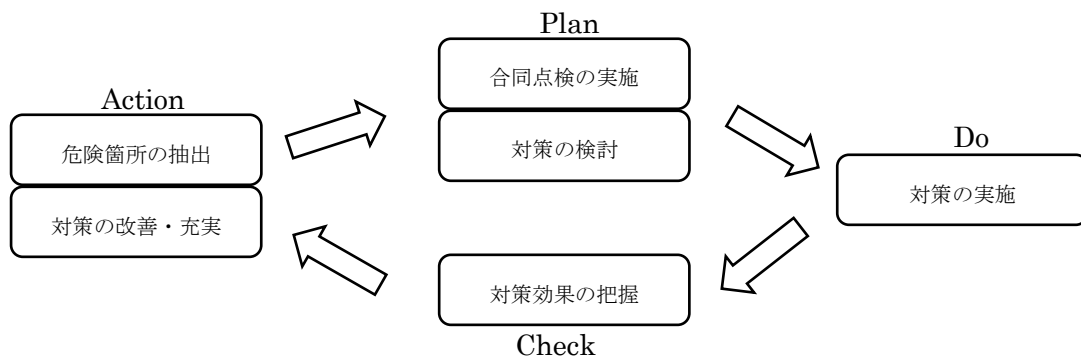
※◎：会長、●：副会長

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証するとともに、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性向上を図っていきます。



(2) 危険箇所の抽出【Action】

毎年5月～6月に、小中学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

(3) 合同点検の実施【Plan】

①実施時期等

奥出雲町内の小中学校ごとに、年1回（8月）及び必要に応じて合同点検を実施します。

②点検体制

学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会、雲南地区交通安全協会奥出雲町各地区支部長及び自治会等により実施します。

(4) 対策の検討【Plan】

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策などを抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施【Do】

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握【Check】

対策実施後、実際に期待した効果を確認するため、児童生徒や地域住民へアンケート調査などにより対策内容を検証します。

(7) 対策の改善・充実【Action】

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 危険箇所に関する情報共有

点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するために、別紙①通学路の危険箇所対策一覧表、②通学路の危険箇所票を作成し、公表します。